

三重県立四日市高等学校 生徒心得

総 則

高校生活は自己の基盤を形成し、その資質を向上させるべき大切な場である。

真摯に学ぶなか、一人ひとりが、自主・自立の精神を養い、真理を追究し、平和な社会の担い手となることを望むものである。

1. 互いの人格を尊重し、尊敬と理解に基づいて協力しあう。
2. 自己の言動に責任を持ち、自主的精神を高めるように努力する。
3. 自然や社会・人間について深く学び、個性の伸長をはかる。
4. 公共物を大切にし、環境の美化に努める。
5. 心身の健康の増進と安全に努める。

細 則

(1) 日課及び下校時刻は次の通りである。

日 課

	月曜・火曜・木曜・金曜	水曜
S HR	8 : 3 5 ~ 8 : 4 5	8 : 3 5 ~ 8 : 4 5
第1限	8 : 5 0 ~ 9 : 5 5	8 : 5 0 ~ 9 : 5 5
第2限	1 0 : 0 5 ~ 1 1 : 1 0	1 0 : 0 5 ~ 1 1 : 1 0
第3限	1 1 : 2 0 ~ 1 2 : 2 5	1 1 : 2 0 ~ 1 2 : 2 5
昼休み	1 2 : 2 5 ~ 1 3 : 1 0	1 2 : 2 5 ~ 1 3 : 1 0
第4限	1 3 : 1 0 ~ 1 4 : 1 5	1 3 : 1 0 ~ 1 4 : 1 5
第5限	1 4 : 2 5 ~ 1 5 : 3 0	1 4 : 2 5 ~ 1 5 : 1 5
S HR	1 5 : 3 0 ~ 掃 除	

※但し、水曜日の第5限はL HRであるが、講演会やSSH事業により、16 : 05まで延長することが、月に2回程度行われる。

下校時刻（完全下校午後7時の励行）

部活動や生徒会（各種委員会）活動を行う生徒は午後7時までに、その他の生徒は午後6時30分までに下校すること。

※自習室使用の場合は午後6時30分までとする。但し学年の指示に従うこと。

※校舎の昇降口は、基本、平日は午前7時に開錠し、午後7時に施錠する。

- (2) 登校後は無断で校外に出てはならない。やむを得ず外出するときは担任の許可を受ける。
- (3) 生徒証明書と生徒手帳を常に携帯する。
- (4) 交通ルールの遵守と交通マナーの実践を心がける。
- (5) パチンコ店など高校生としてふさわしくない場所への出入りをしてはならない。

- (6) 二輪車等の運転免許の取得については原則として認めない。ただし、鉄道・バス等の公共交通機関の利用が極めて困難な地域からの通学の場合は、校長の許可を得るものとする。
- (7) アルバイトについては原則として認めない。ただし、家庭的な事由などがある場合は、校長の了承を得るものとする。
- (8) 登下校及び学校生活を送る際には、服装等について次の規定を遵守する。
 - (ア) 服装は質素端正を旨とし、本校生徒の品位を保つように心がける。
 - ・本校生徒の証である校章を冬服の所定の位置に必ず付けること。
 - ・本校指定の制服を着用する。変形は認めない。但し特別な事情があるときは、生徒指導部で許可を得る。尚、衣替えの移行期間については、別表の通りとする。
 - ・ブレザー着用時は、必ずネクタイまたはリボンを着用すること。
 - ・式典（入学式・卒業式等）の時は、紺地のネクタイまたはリボンを着用すること。
 - ・合服期間中は、学校指定のカーディガンでの登下校を認める。
 - ・ソックス（ハイソックスを含む）及びタイツは、高校生らしさを失わないものとする。
 - ・冬期、登下校時において通学に適した防寒着・手袋・マフラー等を着用しても良いが、校舎内では着用をしないこと。
 - ・学校指定外のカーディガン・セーター・ベストなどの着用を禁止する。

(イ) 冬服、夏服、合服の期間については、原則、以下の通りとする。

※気候により変更する場合もあるため、切り替え時期は、その都度連絡する。

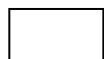
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月



冬服着用期間



夏服着用期間



合服期間

(冬服・夏服のうち、気候に応じて指定された組み合わせで着用してよい)

- (ウ) 頭髪は清楚で高校生らしさを失わないようにする。パーマ等の変形、脱色、染色は禁止する。特異な髪型は避ける。
- (エ) 化粧品及び装身具の使用は禁止する。
- (オ) 上履きは華美なものやかかとの高いものは禁止する。
- (カ) 靴は華美でなく、高校生らしいものとする。
- (キ) 通学靴は華美でなく、高校生らしいものとする。ブーツ、スリッパ、サンダル様のものは禁止する。
- (ク) 自転車通学者は、雨天時には必ず雨合羽を着用する。
- (9) 飲酒、喫煙については、それに類似する行為も禁止する。
- (10) 紛失物、拾得物は速やかに生徒指導部に届け出る。

(11) 生徒の諸願及び諸届は次の手続きによる。

(ア) 欠席

保護者を通じて朝、学校に連絡する。

(イ) 遅刻

学年担任室で遅刻届用紙に必要事項を記入の上持参し、授業担当者に確認印をもらう。授業終了後、担任に必ず提出する。

(ウ) 早退

担任の許可を受け、下校する。但し、病気の際は保健室で指導を受けた後、下校する。自宅帰着時に学年担任室に連絡をする。

(エ) 公欠・出席停止

部活動・受験等校外活動のためやむを得ず欠席・欠課する時は、担任に届け出る。

(オ) 忌引

父母又は近親者の死亡に際しては、忌引として担任に届け出る。

忌引日数は次の通りとする。

父母	7日
祖父母及び兄弟姉妹	3日
伯叔父母	1日

(カ) 学校感染症

学校感染症に罹患した場合は、学校所定の様式に医師の証明を受け、担任に届け出る。

(キ) 住所変更届

住所に変更が生じた時は、担任を通じて教務室・事務室に届け出る。

(ク) 自転車通学許可願

学校まで1キロ以上ある生徒で、自転車通学を希望する者は、生徒指導部に許可願を提出する。

(ケ) 運転免許取得願

・二輪（原動機付自転車：50cc以下）

最寄駅まで4キロ以上でかつ他の公共交通機関のない場合等は、運転免許取得願を生徒指導部に提出し、校長の許可を受け、保護者の管理責任のもとに最寄駅まで通学することができる。

・四輪

卒業後の特別な事情により、四輪の運転免許取得の必要が生じた時は、取得願を生徒指導部に提出し、校長の許可を受ける。原則として就職内定者とする。

(コ) アルバイト許可願

家庭的な事由等でアルバイトを希望する者は、担任及び生徒指導部へ許可願を提出し、校長の了承を受け、保護者の管理・責任のもとで行う。

(サ) 掲示・出版届

ポスター等の掲示や出版物を刊行しようとする時は、顧問の許可を得た後、責任者が生徒会に願い出て、許可を受ける。ただし生徒会・部が編集発行したものに限る。

(シ) 海外旅行届

海外旅行に行く場合は、あらかじめ担任に届け出る。

(ス) 器物破損届

校舎・窓ガラス等器物を破損した時は、関係教職員に報告するとともに、直ちに生徒指導部に届け出る。弁償の有無については生徒指導部から、弁償代金については事務室から連絡する。

(セ) 事故報告書・被害届

被害・災害を受けた時や事故・事件に関与した時は、直ちに担任及び生徒指導部に届け出る。

(ソ) 各種証明書交付手続き（事務室）

各種証明書の交付手続きについては次の要領で行う。

a.

証明書	交付日
<ul style="list-style-type: none"> ・ 在学証明書 ・ 卒業見込証明書 ・ 生徒証明書再発行 ・ 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証） その他 	午前中に申請した場合は翌日交付 午後申請した場合は翌々日交付
<ul style="list-style-type: none"> ・ 英文の全ての証明書 ・ 成績証明書 ・ 単位修得証明書 	申請日から1週間後の交付

b. 在学生の調査書の発行は担任に依頼すること。

c. 受付及び交付は、土、日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く午前8時25分から午後4時55分までとする。

d. 在学中の交付手数料は無料であるが、卒業後は1通につき所定の額を三重県証紙で納付すること。

e. 学校学生生徒旅客運賃割引証については、学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動、就職又は進学のための受験等、保護者の旅行への随行などその使用範囲が決められている。担任・部顧問に説明のうえ発行願に押印を受け、事務室に提出すること。

また、必要がなくなった場合は、事務室に返却すること。

f. 生徒証明書の再発行については、担任、生徒指導部に理由を説明のうえ発行願に押印を受け、写真を添えて事務室に提出すること。

g. 通学定期券の区間は、自宅最寄駅から学校最寄駅までとする。塾に通うため等の理由で通学区間を変更することはできない。

h. 各種証明交付願いは、記入・押印・写真の添付漏れ等がないかを確認し、日数に余裕を持って事務室に提出すること。

(12) 「暴風警報」「特別警報」発令時における登校について

- (ア) 始業時前に「暴風警報」が発令されている場合は、登校してはいけない。「暴風警報」が午前7時までに解除された場合は、安全を確認し、可能であれば登校すること。登校途中に「暴風警報」の発令を知った場合は、安全を確認し、可能であれば自宅に引き返すこと。
- (イ) 「暴風警報」が午前11時までに解除された場合は、安全を確認し、可能であれば登校すること。午前11時になっても解除されていない場合は臨時休校となる。
- (ウ) 在校時に「暴風警報」が発令された場合は、教職員の指示に従うこと。
- (エ) 特に、豪雨による土砂崩れ等の危険地帯に指定されている地域では、市町等地域消防団の指示に従って行動するとともに、可能であれば状況について学校に連絡すること。
- (オ) 「特別警報」が発令された場合は、上記「暴風警報」と同様の扱いとする。

(13) 地震への対応について

平素より、家族と離れた状況において大地震に被災した場合は、どのように連絡を取り合うか、どこで落ち合うか等を話し合っておくこと。